

⊕ 自主防災組織のしおり



秋 田 市

目 次

I 自主防災組織の必要性

1 自分たちのまちを守るために	P 1
2 自主防災組織とは	P 1
3 自主防災組織の組織づくりとその活動	P 2
4 自主防災組織の規約づくり	P 2
5 自主防災組織の活動計画	P 2
6 自主防災組織の編成例	P 3
7 自主防災組織に対する支援	P 3

II 自主防災組織の活動マニュアル

平常時の活動	P 4
1 防災知識の普及	P 4
2 防災訓練	P 4
3 地域内の防災点検	P 4
4 防災資機材の整備	P 5
5 災害弱者とのかかわり	P 5
災害時の活動	P 6
1 情報の収集・伝達活動	P 6
2 初期消火	P 6
3 救出・救護活動	P 6
4 避難誘導活動	P 7
5 給食・給水活動	P 7
6 防災訓練等実施申込書	P 8

資料編

○ 自主防災組織を結成しよう	P 9
○ 書式例 1 自主防災組織結成届出書	P 10
○ その他の届出例	P 16
○ 防災資機材の助成	P 17
○ 秋田市災害時情報提供システム	P 18
○ 訓練の写真集	P 19
○ 防火防災訓練中の事故による負傷者等の補償について	P 20
○ 主な防災訓練の内容	P 21
○ いざという時の連絡先	P 22

I 自主防災組織の必要性

1 自分たちのまちを守るために



東日本大震災

大災害が発生したとき、私たちの住むまちはどうなるでしょう。

建物の倒壊、火災の発生、道路の寸断、断水や電力供給の停止、続出する多数の負傷者……。

このような各地域で同時多発する被害に対して、消防や警察などの公的機関による救援活動がすぐに行われない可能性があります。

そんな時、地域のみなさんが、初期消火、住民の救出・救護などの活動に取り組み、被害を最小限にとどめるようお互いに協力し合うことが大事になります。

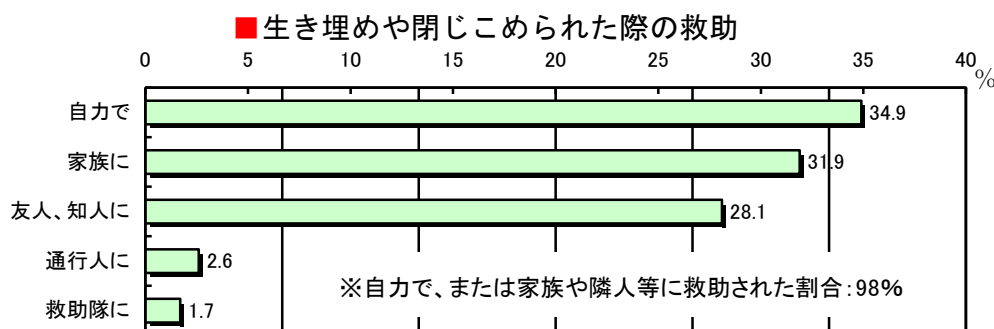
「自分たちのまちは自分たちで守る。」という意識をもち、地域防災活動に取り組んでいきましょう。



2 自主防災組織とは？

「自主防災組織」は、家庭における日ごろの備えや、いざというときの心がまえとともに、近所の人達と協力しあい、地域の防災活動を効果的に行うための組織です。自主防災組織は、町内会が中心となって住民同士が協力して自発的につくるものです。

あなたの町内会でも自主防災組織を結成し、災害に強いまちづくりを目指しましょう。



(社) 日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

3 自主防災組織の組織づくりとその活動

防災活動の必要性を多くの住民から知っていただくため、町内会総会やその他の会合などを利用して話し合いの機会をつくり、結成に向けた取り組みを進めていきましょう。

結成が具体化した段階で、組織づくりに取り組みます。

組織の活動としては、平常時は防災知識の普及、防災訓練の実施、各家庭における食料、飲料水の蓄え、医療品やラジオなど非常用持出し袋の備えを周知していくこと等があります。また、災害時の活動としては、情報の収集・伝達、初期消火、負傷者の救出救護、住民の避難誘導、給食、給水等があります。

ふだんから適切な活動が行えるようその体制づくりに努めていきましょう。

4 自主防災組織の規約づくり

組織をつくって活動するうえでは、まず規約が必要になってきます。

活動に参加する住民の誰もが組織の活動方針や規則を理解できるように、わかりやすく明確な規約を作成しましょう。（資料編P11参照）

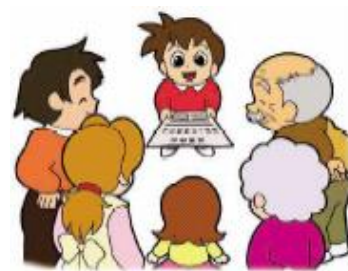
また、既存の町内会の会則に活動規則を明記することによる組織作りも工夫してみましよう。（資料編P16参照）

5 自主防災組織の活動計画

組織運営には、安定した継続性が欠かせません。

思いつきやその場限りの活動では、いざというとき、組織としての力を発揮できません。

今後どのような活動を行うか。また年間を通じてそれをどう具体化していくか、きちんとした中、長期の活動計画や年間の事業計画を立てて実行していくことが重要となってきます。（資料編P14参照）



大切なのは・・・「誰がやる」ではなく「何をやるか」です！

地域の安全はまず地域を知ることから始まる

- ・ 「わが街」に起こりえる災害の理解
- ・ 「わが街」の災害に対する弱点の理解
- ・ 「わが街」の防災力の理解

6 自主防災組織の編成例

活動を進めていくうえでの分担例をあげてみました。
ただし地域によって実情は異なります。これにとら
われず、自分たちに合ったものを考えてみましょう。



日常の活動

非常時の活動

情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害についての正しい知識の普及を図る。 ・映画会、講習会などを開催する。 ・防災マップなどを作成し防災意識の高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的防災機関から発表される災害情報を地域住民に周知する。 ・地域の被害状況を把握する。
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練を行う。 ・消火用水の確保、消火器などの器具点検。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止および初期消火活動を行う。 ・消防機関に協力する。
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弱者（お年寄り、身体障がい者、乳幼児など）を確認しておく。 ・応急医薬品、資機材の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・救出活動を行い応急処置を行う。 ・災害弱者の安全確保を行う。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所、避難場所への経路を確認しておく。 ・危険個所（がけ、ブロック塀など）をあらかじめ確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を行う。 ・避難所の開設、運営への参加・協力。
物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水の備えを呼びかける。 ・炊き出し器具の整備・点検。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて炊き出しを行う。 ・食料および応急物資の調達、配分を行う。

7 自主防災組織に対する支援

自主防災組織が防災に関する学習会を開いたり、初期消火訓練を行ったりする場合専門的なアドバイスが必要なことがあるかもしれません。防災安全対策課では防災に関する学習会等に、職員を講師として派遣したり、防災に関するDVDの貸し出しなどを行っております。また、各消防署では、初期消火訓練や救急救命講習会などで、器具の操作手順等の指導を行っておりますのでご相談ください。このほか、秋田市では秋田市総合防災訓練や自主防災組織リーダー研修会などへの参加もご案内しております。

さまざまな機会を利用して積極的に防災活動を推進しましょう。

II 自主防災組織の活動マニュアル

平常時の活動

1 防災知識の普及

防災活動上必要な情報を地域住民に広めていくことが大切です。防災知識を浸透させていく方法はたくさんあります。

秋田市では、防災上の関係施設、危険個所などを小学校区ごとにマップに示した「防災カルテ」を作成しており、各公民館、地域センター、コミュニティセンター等に置いて市民の方がいつでも見ることができるようにしております。

また、秋田市のホームページ (<https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/bosai/1002188/1009674/index.html>) から確認いただけます。

このような資料を利用して身近な問題として語り合い、防災知識を地域住民に普及することも一つの方法でしょう。

2 防災訓練

防災訓練は非常時に的確な対応をとるために欠かせないものです。

災害時の被害を最小限に抑えるために、地域で一丸となって次のような訓練に取り組みましょう。

- (1) 初期消火訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 情報収集・伝達訓練
- (5) 給食・給水訓練



自主防災組織や町内会などが行う防火防災訓練において、訓練参加中の事故により負傷した場合は、補償の対象となります。(資料編P20参照)

3 地域内の防災点検

地域内には、大地震が発生した場合、被害の発生又は拡大の原因となるものが数多く考えられます。下記のような細かい点までチェックし、改善すべき点があれば、対策を立てて問題解決に取り組みましょう。

[ポイント]

- ・各家庭の消火器などの防火用品の点検
- ・プロパンガスボンベの設置状態
- ・ブロック塀や石垣の点検
- ・商店の看板や自動販売機の設置状況
- ・がけ、堤防などの状態
- ・違法駐車や放置自転車の状況（いざというとき、緊急車両の妨げになる）



4 防災資機材の整備

非常時に活動する際、なくてはならないのが各種の防災資機材です。

一度にそろえることはできなくても、地域の実情に応じて少しずつ整備していきましょう。

秋田市では、自主防災組織の結成時に町内会の世帯数に応じて助成基準を設け、予算の範囲内で防災資機材の助成事業を行っております。消火器、拡声器、救急医療セットなどを助成し、自主防災活動のために役立ててもらっておりますのでご利用ください。（資料編P17参照）

5 災害弱者（災害時要援護者）とのかかわり

お年寄り、乳幼児、障がい者、外国人など災害時に弱い立場に立たざるを得ない人が地域にたくさんおります。

災害弱者への支援や協力には、地域住民による組織的なかかわりが重要となってきます。

活動で大事な点は、住民一人ひとりがコミュニケーションをとり連帯感や信頼関係を築いていくことが大切です。

ふだんから地域での交流を密にしておきましょう。



災害時の活動

1 情報の収集・伝達活動

生命の危険がともなう防災活動でまず重要なのは、落ち着いて行動することです。自分だけの推測や思いこみは禁物。デマやパニックを招くおそれもありますので、正確な情報の収集に努めましょう。

情報は簡潔明瞭が肝心です。「いつ、どこで、だれが、どうして、どのように。」の要領で情報を収集し、伝達するようにしましょう。

2 初期消火

災害が発生した時は自分の家から火を出さないことが何よりも大切です。

万一、出火した場合は、家族や自主防災組織が中心となって消火器の使用やバケツリレーを行い、初期消火に取り組みましょう。

ただし、初期消火の範囲を超えた火災は、たいへん危険ですので消防車等が到着するまで、危険を避けつつ火災の延焼を防ぐことを基本としましょう。



3 救出・救護活動

倒壊物やガレキの下敷きになった人の救出救護活動にあたるるとともに、負傷者等への応急手当などを行って病院等に搬送しましょう。

また、地すべり、山崩れ等の危険区域にある家屋については、災害時は、特に注意が必要であり、場合によっては早急に避難をすることも大事になってきます。



4 避難誘導活動

水害と地震、昼間と夜間、火災発生時の風向きなどによって、安全な避難経路も異なってきます。

ケース・バイ・ケースで近くの空き地、公園等に一時避難してから、災害の状況に応じて指定避難場所へ移動することも必要となってきます。安全を確保しながら、集団で移動するようにしましょう。



5 給食・給水活動

地震が発生した場合には、電力、水道、ガスの供給停止などが予想されます。

これらに対処するためには、各家庭において、数日間（3日間程度）生活できる飲食物の備蓄を行うことが大切です。特に小さいお子さんや高齢者のいる家庭では準備をしておきたいものです。

自主防災組織としても、この事態に備えておく必要があるでしょう。災害時には応急給食や飲料水その他の救援物資の配分をしたり、必要なときは炊き出しも行いましょう。



◎ 自主防災組織地区別組織率 (R4.1.1 現在・随時更新)

地区	町内数	結成数	組織率
中央	354	233	66%
東部	138	111	80%
西部	54	53	98%
南部	153	133	87%
北部	212	165	78%
河辺	66	40	61%
雄和	35	25	71%
計	1,012	760	75.1%

☆自主防災組織に関することや防災講習会、防災訓練については秋田市防災安全対策課までお気軽にご相談ください。

訓練や講習会、説明会等は「防災訓練実施申込書」をご利用下さい。(P8参照)

(ホームページからも取得できます)



【資料編】

○ 自主防災組織を結成しよう



その1

町内会で話し合う

その2

役員会で検討する

その3

総会での決議

その4

リーダーを決める

その5

規約を作成する

その6

防災計画を策定する



自主防災活動の開始

組織の結成は、自主防災活動を行うための出発点です。「組織は結成したものの・・・」とならないよう、地道に活動していく必要があります。

参加するみなさんが、「自分たちの地域は、自分たちで守る！」という意識をもち、防災活動を効果的に行うことが大切です。

書式例 1

自主防災組織結成届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市長

自主防災組織名 〇〇〇自主防災会
代表者 住 所 秋田市山王一丁目1の1
氏 名 秋 田 太 郎
電話番号 888-5434

下記のとおり、自主防災組織を結成したので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	〇〇〇自主防災会
組織結成世帯数	〇〇世帯
結成年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
学区・町内会名	〇〇学区・〇〇町内会
備 考	

2 添付資料

(1) 組織規約 (町内会会則)

(2) 年間活動計画 (総会資料等)

(3) 組織図 (総会資料等)

自主防災組織規約（例）

〇〇町自主防災組織規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

（目的）

第3条 本組織は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するため、地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本組織は、〇〇町内会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職にあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会および幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成および改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員および班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営および他組織との連携に関する事。

(6) その他必要な事項
(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

書式例 2

〇〇年度活動計画書

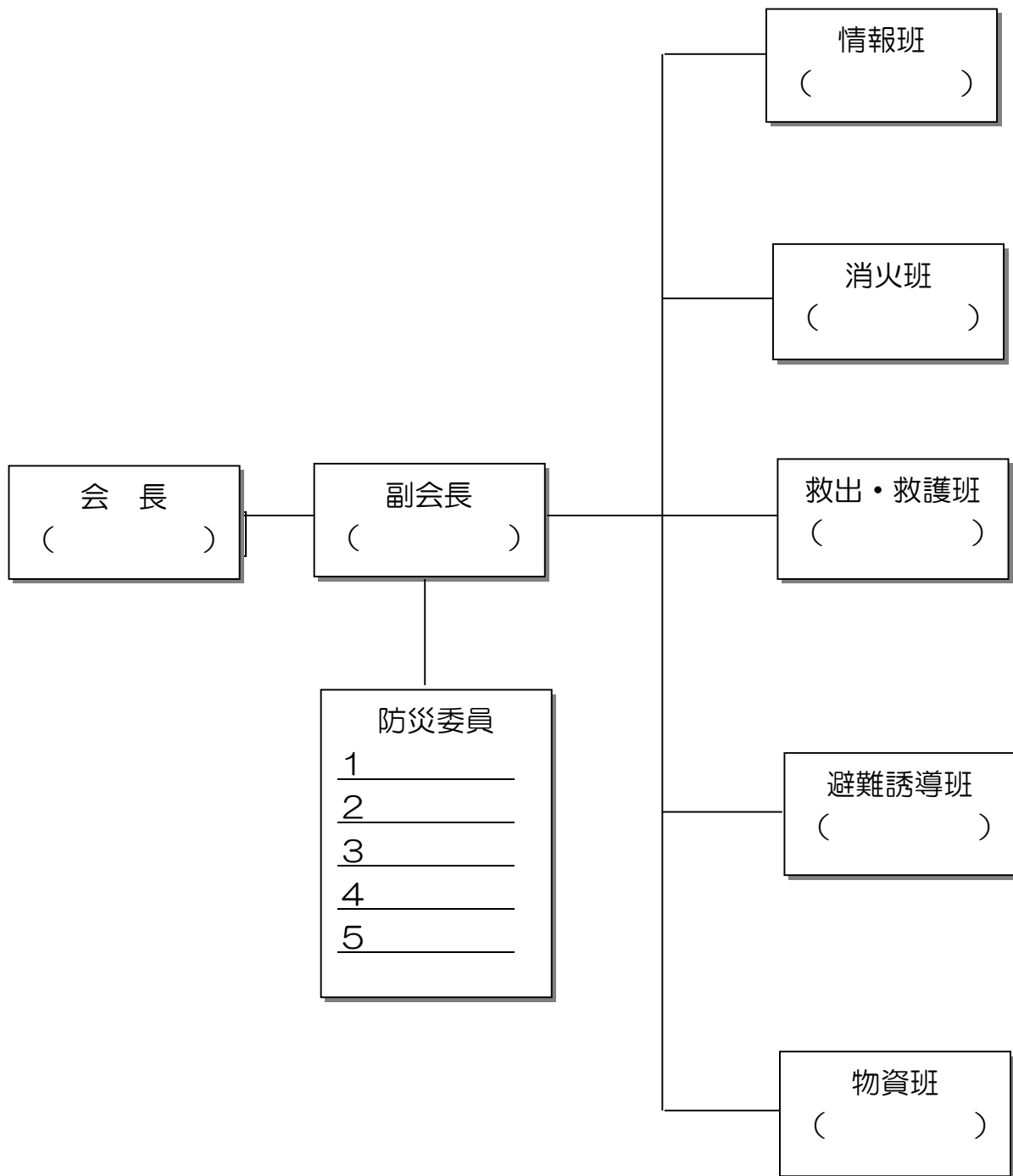
(自主防災組織の名称) 〇〇自主防災会

(代表者氏名) 秋 田 太 郎

月 別	事 業 内 容
4	第1回役員会 総会の開催
5	「県民防災の日」訓練の実施
6	防災資機材の購入
7	
8	第2回役員会
9	秋田市総合防災訓練への参加
10	
11	町内防災訓練の実施
12	高齢者・独居老人宅訪問の実施
1	
2	防災講演会の開催
3	第3回役員会

書式例 3

自主防災組織図



※ その他の届出例

町内会の会則（規約）の中に、防災活動に関する規則があれば、班別による組織図や活動計画書の添付は不要。結成届出書に町内会の総会資料等を添付して結成を届出してもかまいません。（下記例を参照）

（目的）

第1条 本会は、次に掲げる地域における協同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- （1） 回覧板の回付など区域内の住民相互の連絡
- （2） 美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3） 災害による被害の防止、軽減および犯罪の防止に関する防災・防犯活動の推進
- （4） 会員相互理解を深めるための各種行事への積極的参加

（名称）

第2条 本会は、〇〇町内会と称する。

（役員の種類）

第3条 本会に次の役員をおく。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 2名
- （3） 監査 2名
- （4） 会計 1名
- （5） 総務部長 1名
- （6） 環境衛生部長 1名
- （7） 文化部長 1名
- （8） 体育部長 1名
- （9） 防災・防犯部長 1名
- （10） 女性部長 1名
- （11） 子供会会長 1名

（役員職務）

第4条 会長は……………。

2 副会長は……………。

3 監査は……………。

4 各部長は、第1条の目的を達成するために……………。

（1）

（2）

（5） 防災・防犯部長は、防災、防犯、交通安全に関する業務を行う

防災資機材の助成

自主防災組織の育成および地域防災体制の充実を図るため、町内会の世帯数に応じた助成基準により、防災資機材の助成を行います。

No.	防災資機材	1品当たりの点数
1	防水シート	10
2	中型消火器（10型）	60
3	多機能LEDランタン	80
4	大型消火器（20型）	90
5	担架（折り畳み式）	140
6	携帯用拡声器（サイレン付き）	170
7	救助工具	300
8	救急医療セット（20人用）	300
9	毛布（10枚パック）	350
10	救急医療セット（50人用）	600
11	ワンタッチリヤカー（折り畳み式）	650
12	テント（1.5間×2間）	630
13	テント（2間×3間）	820
14	防水ライト	10
15	簡易消火スプレー	25
16	バケツ	20
17	腕章	10

世帯数（組織結成時）	助成基準
50世帯未満	最大 420点相当
50世帯以上150世帯未満	最大 630点相当
150世帯以上300世帯未満	最大 840点相当
300世帯以上	最大 1,050点相当

防災ネットあきた

登録受付中

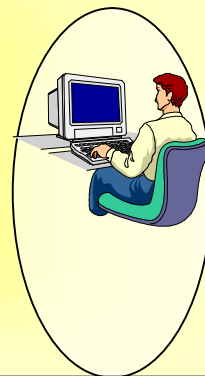
【登録希望者】

パソコンまたは携帯電話等から



- 1 メールアドレス
- 2 登録完了メールを配信

【秋田市】



■ 災害発生等緊急時

防災情報をメール配信します



詳細は、秋田市ホームページをご覧ください！！

<http://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/1009827.html>

登録はこちら →



【提供する情報】

- ・避難指示等の避難情報
- ・地震情報
- ・津波情報
- ・気象特別警報・警報・注意報
- ・竜巻注意情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・国民保護情報
- ・浸水・河川増水情報
- ・大規模火災情報
- ・秋田市からのお知らせ など

《視覚・聴覚に障害のある方へ》

情報の提供を希望される場合には、別途相談に応じますので、下記担当課までご相談ください。

—お問い合わせ—

秋田市総務部
防災安全対策課

TEL 018-888-5434

FAX 018-888-5435



訓練の写真集

【秋田市総合防災訓練より】



【町内会の訓練より】



【初期消火訓練】



【煙中避難訓練】



【救命訓練】



【避難訓練】

【防火防災訓練中の事故による負傷者等の補償について】

自主防災組織や町内会などが行う防火防災訓練において、訓練参加中の事故により負傷した場合は、市が加入する財団法人日本消防協会の「防火防災訓練災害補償等共済制度」により補償の対象となります。補償の対象となる訓練は、以下のとおりです。

- 1 秋田市又は秋田市消防本部の主催する防火防災訓練で、自主防災組織、幼年消防クラブ等（以下、「民間防火組織」という。）が参加したもの
- 2 秋田市内の民間防火組織の自主的な防火防災訓練で秋田市（防災安全対策課）又は秋田市消防本部に計画書の届出のあったもの
- 3 上記1又は2に準ずる方法により実施した防火防災訓練で、秋田市の町内会および婦人会等が防火防災訓練に参加したもの

主な防災訓練の内容

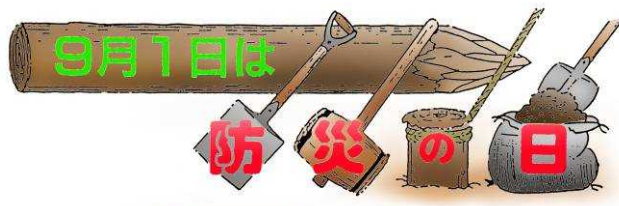
訓練項目	内 容
初期消火訓練	◎火災の初期段階に有効な消火訓練
①消火器訓練	訓練用の水消火器を使用して消火器の使い方を学ぶ訓練です。
②バケツ投水訓練	バケツに水を汲み火災を想定した標的に向かって投水する訓練です。 バケツリレーなどの訓練も可能です。
煙中避難訓練	◎火災時に煙に巻かれず、安全に避難する方法を学ぶ訓練 人体に影響のない煙で施設内の廊下やテント内を充満し、煙の中を通過する訓練です。ハンカチ、タオル等で口をふさぎ低い姿勢で避難します。
応急救護訓練	◎不意の事故や災害に備えて、正しい応急措置を学ぶ訓練
①三角巾救急法	三角巾を使って簡単な包帯法・止血法を身につける訓練です。
②心肺蘇生法	人形を使った人工呼吸、心臓マッサージとAEDの操作訓練です。
③応急担架作成	身近にある物を使って応急担架を作成する訓練です。
通報連絡訓練	◎慌てず落ち着いて119番通報を行う訓練です。 模擬電話機を使用し火事や救急の際に適切な通報の仕方を身につける訓練です。
資機材操作訓練	◎災害時に使用する資機材の操作・取扱い訓練 テントや仮設トイレの組立、発電器などの取扱い訓練です。
無線機操作訓練	◎無線機の取扱いを学ぶ訓練 災害時は電話が使用できないことが想定されます。無線機の操作方法を学びます。
防災VTR	◎地震や火災などに関するDVDを上映する。 防災知識の普及、防災意識の啓発などを目的に上映します。（貸出有り）
防災講演	◎地震や火災などに関する講演会 防災知識の普及、防災意識の啓発などを目的に講演会を行います。



いざという時の連絡先

警察（緊急）	110
消防（火災・救急）	119
海上保安部	118
秋田市防災安全対策課	888-5434
秋田市上下水道局	823-8431
秋田中央警察署	835-1111
秋田東警察署	825-5110
秋田臨港警察署	845-0141
東北電力ネットワーク(株) ネットワークコールセンター	0120-175-366
東部ガス(株)秋田支社	832-6595

メ モ



〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部防災安全対策課

TEL 018-888-5434

FAX 018-888-5435

Email:ro-gnds@city.akita.lg.jp